定款

特定非営利活動法人 木育フォーラム

沿革

- 2011年11月30日 この法人の設立総会で制定。同日から成立の日までこの規定を準用する。
- 2012年4月6日 この法人が成立し、施行する。
- 2013年6月1日 第3回通常総会で第4条の活動の種類を追加、第12条の理事の定数を変更し、 第12条の改正規定を施行する。
- 2013年9月20日 所轄庁の定款変更の認証を経て登記した日から第4条の改正規定を施行する。

特定非営利活動法人木育フォーラム定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人木育フォーラムと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、大阪市住之江区に事務所を置く。

(目的)

第3条 この法人は、子どもたちをはじめとする様々な世代に対して、木への親しみや木の文化への理解を深めるため、木の良さやその利用の意義を学ぶ活動(以下、「木育」という。)を普及・推進することにより、もって持続可能な循環型社会を目指すうえで、資源としての森林や木材に関する価値の創造に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下、「法」という。)別表に掲げる 各号のうち、次の特定非営利活動を行う。
 - (1) 社会教育の推進を図る活動
 - (2) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 - (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (4) 環境の保全を図る活動
 - (5) 子どもの健全育成を図る活動
 - (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

- 第5条 第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
 - (1) 木育及び木育普及・啓発事業
 - (2) 森林整備関連事業
 - (3) 木育に係る調査研究事業
 - (4) 木育に係る人材育成事業
 - (5) 他団体との交流・協働による木育ネットワーク構築事業
 - (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって法上の社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、事業活動に参加するために入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人又は団体
 - (3) 特別会員 この法人の業務上又は技術上の指導、助言を得るため、理事会の議決を経て、理事長が委嘱した個人又は団体
- 2 正会員が事業活動に1年以上参加しないときは、賛助会員に異動するものとする。

(入会)

- 第7条 会員(特別会員を除く。)として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとし、理事長は、この法人の目的に賛同するものであると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知 しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

(退会)

- 第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。
- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (2) 会費を2年以上支払わないとき。

(除名)

- 第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に理事会において弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 理事長は、前項の議決を行ったときは、議決後の最初の総会に報告しなければならない。

(拠出金品の不返還)

第11条 会員が支払った入会金、会費及びその他の拠出金品は、その理由を問わず返還しない。

第3章 役員

(種別)

- 第12条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3人以上8人以内
 - (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とする。
- 3 理事長及び副理事長以外の理事のうち、1人を常務理事とすることができる。

(選任等)

- 第13条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事会は、総会において選任された理事のうちから、理事長の他に、この法人を代表する理事を選任することができる。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、 又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになっては ならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

- 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。
- 2 前条第3項により、選任された理事は、理事長と共同してこの法人を代表する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ 指名した順字によりその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、その任期を、任期の末日後、最初の総 会が終結するまで伸長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に総会において弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第21条 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び活動計算
 - (6) 役員の選任又は解任
 - (7) その他この定款に定める事業及び運営に関する重要事項

(開催)

- 第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事が招集したとき。

(招集)

- 第23条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった場合は、その日から15日以内に臨時総会を開かなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックス又は電子メール をもって、少なくとも5日前までに、各正会員に対して、通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、 緊急の必要があるときは、この限りでない。
- 2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。ただし、前項後段の議決事項は、出席正会員の3分の2以上をもって決する。

(表決権等)

- 第27条 各正会員の表決権は、会費の口数にかかわらず、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面又は電磁的方法をもって表決し、 若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条第2項、第28条第1項第3号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

- 第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席した正会員の数(書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者については、その数を付記すること。)
 - (4) 審議事項

- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人が記名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 総会に付議するべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

- 第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
 - (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第32条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集 しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックス又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに、各理事及び各監事に、通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決等)

- 第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、 緊急の必要があるときは、この限りでない。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、

前項後段の議決事項は、理事総数の3分の2以上をもって決する。

(表決権等)

- 第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的 方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第34条第2項及び第36条第1項第2号の適用については、理事会に 出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第36条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名(書面又は電磁的方法による表決者については、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人がともに記名押印しなければならない。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

- 第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄附金品
 - (4) 財産から生じる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第40条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

- 第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議 決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

- 第42条 第40条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

- 第43条 理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第45条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 事務局

(設置)

- 第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第47条 事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならな

い。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(事業報告書等の提出)

第48条 理事長は、法第29条に規定される書類を、毎事業年度の開始3か月以内に所轄庁に届けなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

- 第50条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に 掲げる者のうち、総会で議決したものに帰属させるものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人のインターネットホームページに掲示して行う。ただし、法で官報により行うと規定されている事項は、官報により行う。

第10章 雜則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、所轄庁の認証を経て登記した日(以下「成立の日」という。)から施行する。ただし、この法人の設立総会の日からこの定款の規定を準用する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。
- (1) 入会金

無料

- (2) 会費
 - ①正会員 毎事業年度ごとに個人1口1,000円、法人1口10,000円の年会費。ただし、申し 込みの日から年度末までの期間が10か月以下の場合は、その月数に応じた額。
 - ②賛助会員 毎事業年度ごとに個人1口1,000円、法人1口10,000円の年会費。ただし、申し込みの日から年度末までの期間が10か月以下の場合は、その月数に応じた額。
 - ③特別会員 会費を免除する。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第13条第1項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、 第15条第1項の規定にかかわらず、平成25年6月30日までとする。
- (1) 理事

氏名 米地徳行 氏名 清水英一 氏名 北川敏夫 氏名 下村基哉 氏名 田中茂徳

(2) 監事

氏名 渡邉元

- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。

6 「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」(平成23年法律第70号) が施行される日(平成24年4月1日) 以前は、第21条の「活動予算」を「収支予算」に、同条の「活動計算」を「収支決算」に、第43条の「活動計算書」を「収支計算書」に、それぞれ読み替える。

附 則(2013年6月1日第3回通常総会決定)

この定款は、第3回通常総会の日(2013年6月1日)から施行する。ただし、改正後の第4条は、所轄庁の定款変更の認証を経て登記した日から施行する。